

## 用語の解説

### 1 人口の基本属性に関する用語

#### 人 口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）において日本国内に常住している者について行いました。ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなして、その場所で調査しました。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に入院・入所している者で、引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院または療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### 面 積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によります。

人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

## 年 齢

「年齢」は、昭和40年以降の調査では調査日前日による満年齢を基に集計しています。平成22年の調査では9月30日現在による満年齢を基に集計しています。なお、10月1日午前零時に生まれた人も、それぞれの調査で0歳に含んでいます。

また、昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しました。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

**未婚**—まだ結婚したことのない人

**有配偶**—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

**死別**—妻又は夫と死別して独身の人

**離別**—妻又は夫と離別して独身の人

## 国 籍

国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しました。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱いました。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

## 2 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しました。

**一般世帯**とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

**施設等の世帯**とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒
- (2) 病院・療養所の入院者
- (3) 社会施設の入所者
- (4) 自衛隊営舎内居住者
- (5) 矯正施設の入所者
- (6) その他

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類を言います。

- A 親族のみの世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる世帯
- C 単独世帯**—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しました。

### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

### II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親, 子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

## 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいいます。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。

## 母子世帯・父子世帯

「母子世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯をいいます。

「父子世帯」とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯をいいます。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

「高齢単身世帯」とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。

### 3 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しました。

**住宅**—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅としました。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

**住宅以外**—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

#### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しました。

**主世帯**—「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

**持ち家**—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。

**公営の借家**—その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

**都市再生機構・公社の借家**—その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。

**民営の借家**—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅**—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

この場合、家賃の支払いの有無を問いません。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

**間借り**—他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

#### 延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3平方メートルで換算しています。

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しました。

### 一戸建

1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

### 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

### 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

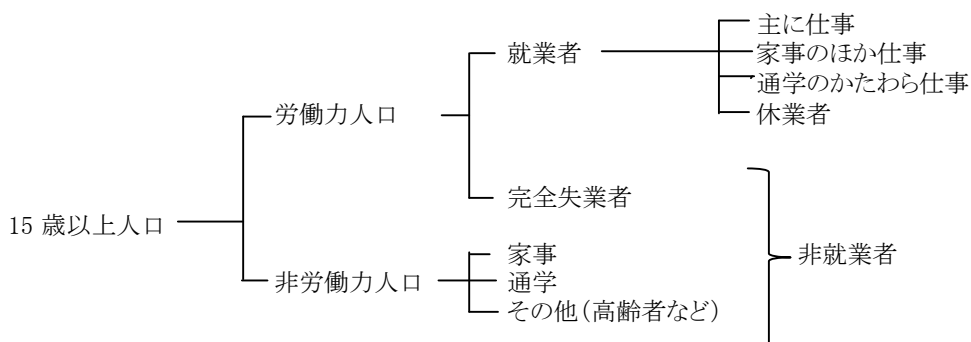
### その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 4 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



### 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

**就業者**—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者（休業者）としました。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、仕事を休み始めてから、30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めました。

**完全失業者**—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

**非労働力人口**—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

## 従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分しました。

**雇用者**－会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

**役員**－会社の社長・取締役・監査役，団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

**雇人のある業主**－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

**雇人のない業主**－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

**家族従業者**－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

**家庭内職者**－家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

## 産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類)。

産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、平成22年国勢調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によります。また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

本書の産業(3部門)の区分は、大分類を次のように集約しました。

第1次産業	{ A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	{ C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業

### 第3次産業

- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業, 郵便業
- I 卸売業, 小売業
- J 金融業, 保険業
- K 不動産業, 物品賃貸業
- L 学術研究, 専門・技術サービス業
- M 宿泊業, 飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
- O 教育, 学習支援業
- P 医療, 福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業(他に分類されないもの)
- S 公務(他に分類されるものを除く)
- T 分類不能の産業

## 職 業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものです。(調査週間中「仕事を休んでいた人」についてはその人がふだん実際に従事していた仕事の種類)

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によりました。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、統計法の改正に伴い新たに設定した平成21年12月設定の日本標準職業分類を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

職業大分類(12項目)は以下のとおり区分しました。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

## 5 世帯の移動に関する用語

### 5年前の常住地【大規模調査(10年ごと)のみ】

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいいます。

## 6 従業地・通学地に関する用語

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおりに区分しました。

**自市区町村で従業・通学**—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

**自宅**—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合  
なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

**自宅外**—常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

**他市区町村で従業・通学**—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。

**自市内他区**—常住地が20大都市(東京都特別区部及び平成22年国勢調査時の政令指定都市である

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市)にある人で、同じ市(または東京都特別区部)内の他の区に従業地・通学地がある場合

**県内他市区町村**—従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

**他県**—従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としました。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。

ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としました。



## 7 地域区分に関する用語

### 人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が該当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区を基にしています。

昭和28年の「町村合併促進法」及び昭和31年の「新市町村建設促進法」による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定したものです。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1k㎡当たり4,000人に満たないものがありますが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためです。